

2013税制改正内容抜粋

法人税

- ☆ **【国内設備投資促進税制】《新設》**
国内事業の生産設備を取得するため対前年比10%を超えて投資した場合 = 取得価額の**30%特別償却** または **3%の税額控除**。法人税額の**20%限度**。
適用期限 25年4月1日～27年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【雇用・給与等拡大税制】《新設》**
国内雇業者への給与を対前年比5%以上増加して支給した場合 = 増加給与支給額の**10%税額控除**。法人税額の**10% (中小企業20%)限度**
適用期限 25年4月1日～28年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【雇用促進税制】《拡充延長》**
雇業者の数が増加した場合の法人税額特別控除制度について、税額控除限度額を増加雇業者1人当たり**40万円**(現行20万円)に引き上げる。
適用期限 25年4月1日～28年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【研究開発税制】《拡充》**
試験研究費に関する法人税額特別控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額上限を当期法人税額の**30%**とする。(現行20%)
適用期限 25年4月1日～27年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【環境関連投資促進税制】《延長》**
太陽光発電設備等の環境負荷低減推進設備を取得した場合の**即時償却**制度を2年間延長する。
適用期限 25年4月1日～27年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【投資促進税制】《拡充延長》**
中小企業技術基盤強化税制について、2年間の時限措置として、控除税額上限を当期法人税額の**30%**とする。(現行20%)
適用期限 25年4月1日～27年3月31日に開始する事業年度
- ☆ **【交際費課税】《緩和延長》**
中小法人における交際費損金算入特例について、限度額を**800万円**(現行600万円)に引き上げるとともに**10%損金不算入措置を廃止**する。
適用期限 25年4月1日以降開始する事業年度

所得税

- ☆ **【最高税率引上げ】《増税》**
現行の税率構造に加えて、課税所得**4,000万円超**について**45%**の税率を設ける。(現行1,800万超40%)
適用 27年分以後の所得税
- ☆ **【住宅ローン控除拡充】《拡充延長》**
 - 1 住宅ローン控除を平成29年12月31日入居分まで4年間延長する。
 - 2 平成26年4月1日(消費税増税適用日)から平成29年12月31日までの入居には、借入限度額4,000万円・控除率1%・年控除限度額40万・最大控除額400万円のローン控除を適用する。
 - 3 認定住宅(長期優良・低炭素)の場合は借入限度額を1,000万円上乗せし、年控除限度額50万・最大控除額500万円のローン控除を適用する。
 - 4 省エネおよびバリアフリー工事を含む増改築工事に関しては、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの期間において、適用限度額を引き上げ最大**62.5万円**の住宅ローン控除を適用する。
- ☆ **【住宅関連投資税制】《拡充延長》**
 - 1 住宅関連投資減税を4年間延長し、平成26年4月1日から平成29年12月31日に入居した場合には下記税額控除を適用する。
 - 2 認定長期優良住宅の標準的かかり増し費用の10%相当額を控除する場合は、最大控除額**65万円**(現行50万円)。
 - 3 省エネ改修工事に関しては、控除対象限度額250万円(太陽光発電350万円)・控除率10%・最大控除額**25万円(35万円)**。
 - 4 バリアフリー改修工事に関しては、控除対象限度額200万円・控除率10%・最大控除額**20万円**。
 - 5 耐震改修工事に関しては、控除対象限度額250万円・控除率10%・最大控除額**25万円**。
- ☆ **【株式投資促進税制・日本版ISA】《拡充延長》**
上場株式等にかかる少額投資非課税制度として開始する日本版ISAについて、毎年100万円・5年分(総額500万円)の**非課税投資枠**を設けることに加え、非課税期間を**10年間**に延長する。
適用期限 26年1月1日～35年12月31日
- ☆ **【軽減税率廃止】《増税》**
上場株式の配当および譲渡に関する所得の**10%軽減税率を廃止**する。(現行20%)
適用 26年分以後の所得税

相続税等

- ☆ **【最高税率および基礎控除の見直し】《増税》**
相続税の基礎控除を基礎控除額を**3,000万円+相続人1人×600万円**として4割引き下げるとともに、最高税率を引き上げて相続資産6億円超の部分には**55%**の税率を適用する。(現行3億円超50%)
なお、贈与税の最高税率も**55%**とし、税率構造を改訂する。
適用 27年1月1日以後
- ☆ **【小規模宅地特例の見直し】《拡充》**
 - 1 特定居住用宅地の適用対象面積を240㎡から**330㎡**まで拡大する。
 - 2 特例適用対象地のすべてが特定居住および特定事業用宅地である場合は、それぞれの対象面積まで適用できることとする。適用 27年1月1日以後
- ☆ **【直系尊属から贈与税】《減税》**
20歳以上の者が直系尊属より贈与を受ける場合の贈与税の税率構造を見直し、300万円以上の贈与については**軽減税率**を適用する。
適用 27年1月1日以後
- ☆ **【教育資金贈与税非課税制度】《新設》**
30歳未満の受贈者にかかる教育資金を直系尊属が一括贈与をする場合において、1人当たり**1500万円**の非課税制度を設ける。ただし、学校以外への支払いに充てる場合は限度額を**500万円**とする。
適用期限 25年4月1日～27年12月31日